

麻しんに関する特定感染症予防指針の概要（案）

1 背景と位置づけ

本年度に開催された予防接種に関する検討会において「麻しん排除計画案」が報告されたことを踏まえ、当該計画案に盛り込まれた施策をより実効的なものとするために、麻しんに関する特定感染症予防指針を定めることとした。本指針は、「麻しん排除計画案」に規定された施策を網羅するように構成されており、麻しんについて、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等に係る総合的な対策を国において示すものである。

2 構成と主な内容

○前文

- ① 我が国においては、予防接種法の対象疾病に麻しんを位置づけ、当該予防接種を積極的に勧奨することにより、麻しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきたところであるが、平成十九年に、十代及び二十代において麻しんの大流行が起こった。これらの流行が、ともに予防接種を適切な回数行っていない世代を中心として広がったことから、予防接種をはじめとした麻しん対策の指針を定める必要がある。
- ② 本指針は麻しんを排除する必要がある、かつ、排除しうる感染症として認識し、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携し取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すとともに、平成二十四年までに麻しんを排除し、その後も排除状態を維持していくことを目標とする。

○本文

(1) 原因の究明

- ① 麻しんは感染力が強いため、初発の時点から麻しんの発生動向の把握を徹底するとともに、必要に応じてまん延防止のために措置を講じることが適当であることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二条に基づく医師による届出の対象とし、全数報告を求めるものとする。
- ② 当面は臨床診断で届出対象とするが、検査室診断の結果も保健所に報告するものとする。なお、麻しんの患者数が減少してきた場合は、報告に当たり検査室診断を必須のものとする予定であること。
- ③ 国は、日本医師会等の関係団体を通じて、検査室診断等について、医師

に協力を求める必要があること。

- ④ 国は、麻しんの流行時における自治体の手引きの作成及び要請された人員派遣に応えられる人材養成を行うものとする。

(2) 発生の予防及びまん延の防止

- ① 平成二十四年までを麻しんの予防接種の対策期間に定め、定期の予防接種の対象に中学一年生及び高校三年生に相当する年齢の者を加えることで、二回目の定期の予防接種の機会を設けること。
- ② 国は、市町村に対し、定期の予防接種の対象者への個別の通知等、確実な接種勧奨を行うよう依頼する必要があること。
- ③ 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、定期の健康診断の機会を利用し、定期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴の確認、接種勧奨を行うものとする。
- ④ 国は、保護者同伴要件の一定条件下での緩和等、安全に配慮しつつも予防接種を受けやすい環境づくりを徹底する必要があること。
- ⑤ 平成十九年にワクチンや検査キットの確保が困難になった事例に鑑み、国は、ワクチン及び試薬類の確保について、製造販売業者と連携を図るものとする。
- ⑥ 麻しんの定期の予防接種に用いるワクチンは、原則として麻しん風しん混合ワクチンとすることが望ましいこと。
- ⑦ 比較的麻しんに対する感受性が高い者と接する機会が多い医療関係者、児童福祉施設の職員、学校の職員等に対する予防接種の推奨を行う必要があること。また、厚生労働省は、当該推奨を行うために、日本医師会等の関係団体に協力を求めること。
- ⑧ 国民の予防接種に対する正しい知識の普及啓発のため、厚生労働省は、予防接種の重要性及び起こりうる副反応（特に妊娠との関係を含む。）に関し、リーフレットの作成や関係団体を通じた情報提供、報道機関を活用した広報等により、国民に対して、積極的な情報提供を行うことが望ましいこと。

(3) 医療の提供

- ① 麻しんのように感染力が極めて強く、稀に重症化のおそれのある感染症については早期発見が、当該感染症の患者に対して医療を提供する際には、早期治療が特に重要であること。このため、国は、医師に対する情報提供及び普及啓発だけでなく、個々の国民にも当該疾病に罹患した際の初期症状や早期に採るべき対応等について、広く周知することが望ましいこと。

- ② 国は、医師が麻しんの患者を適切に診断できるように、麻しんの流行状況等について、積極的に情報提供し、流行が懸念される地域においては、日本医師会等の関係団体と連携し、注意喚起を行う必要があること。
- ③ 国は、小児科医のみではなく、すべての医師が麻しんを診断できるように、普及啓発を行うことが重要であること。

(4) 研究開発の推進

- ① 現行の麻しんワクチンは効果の高いワクチンの一つであるとされるが、今後の使用状況等を考慮し、国は、必要に応じて研究開発を推進していくものとする。また、これらの研究の成果を的確に評価する体制を整備し、情報公開を積極的に行うことが重要であること。
- ② 国は、予防接種歴を電子媒体に保存しておき、本人の求めに応じて定期の予防接種歴に関する情報を提供できるソフトウェアを、国立感染症研究所において開発し、希望する市町村が無料で利用できるようにすること。

(5) 国際的な連携

- ① 国は、世界保健機関をはじめとする関係国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しん排除達成国の施策の研究等に努め、我が国の麻しん対策の充実を図っていくことが重要であること。
- ② 世界保健機関においては、二回の予防接種において、それぞれ接種率九十五%の達成を目標に掲げているほか、世界保健機関西太平洋地域事務局においては、二千十二年までに同地域からの麻しんの排除を目標に掲げており、我が国も同目標の達成のため、必要な対策を講じるものとする。

(6) 評価及び推進体制の確立

- ① 国は、「麻しん対策委員会」を設置し、施策の実施状況を毎年、評価・公表し、必要に応じて、施策の見直しを含めた積極的な対応を講じる必要があること。
- ② 都道府県は、それぞれに麻しん対策の会議を設置し、発生動向、予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価することが望ましいこと。また、厚生労働省は、麻しん対策の会議が施策の進捗状況を評価するために、当該会議が学校等から必要な情報を得られるよう文部科学省に協力を求めること。
- ③ 厚生労働省は、学校の臨時休業の情報、予防接種により生じた重篤な副反応の情報等を迅速に把握するため、関係機関に協力を依頼すること。